

「羅臼町町税等滞納審査会」の 委員を募集します

「羅臼町町税等の滞納に対する措置条例」第6条に規定する標記「羅臼町町税等滞納審査会」の委員を次のとおり公募いたします。

- 1 任 期…平成29年4月1日から平成31年3月31日
- 2 募集人数…2人以内
- 3 資格要件…応募時点において、引き続き1年以上羅臼町に住所を有する満20歳以上の方で、町税、国民健康保険税、各種使用料等、羅臼町が徴収する全ての徴収金について滞納がないこと。
- 4 職務内容…町長の諮問に応じ、町税等の特別滞納者※に対する措置（福祉サービスの制限や氏名等の公表）について審議する。
尚、必要に応じて税務行政全般について意見を求めることがあります。
- 5 報 酬…条例に基づき支給（会議出席に係る報酬）
- 6 選考方法…書類選考
- 7 応募方法…所定の用紙（裏面）に必要事項を記入、押印のうえ持参又は郵送で応募してください。
- 8 応 募 先…羅臼町役場 税務財政課
- 9 応募期限…平成29年3月17日（金） 必着
- 10 そ の 他…選考結果は、応募者本人にのみ通知します。応募の状況、選考の過程、結果については公表しません。

※「特別滞納者」＝滞納処分をしても、なお、町税等を滞納しながら納税について著しく誠実性を欠く者。

町税等の滞納問題の解決は、町づくりの基礎となるものです。町民の皆様の積極的な応募をお願いします。

平成28年度分の町税・国保税は、すべて納期限が終了しています。今一度、未納が無いかご確認をお願い致します。

上記審査会や、町税等に関する問い合わせは

羅臼町役場 税務財政課 ☎ 87-2113 までご連絡ください。

